

# 業務指示書

※ プロポーザル提出日を訂正  
いたしました。

## パプアニューギニア国レイナザブ都市開発計画プロジェクト

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)(以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年3月11日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 木戸 正巳 Kido.Masami@jica.go.jp

質問に対する回答： 2015年3月16日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：都市開発計画に係る各種業務

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／都市計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：都市計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：パプアニューギニア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 社会経済開発計画/産業開発計画】

- 1) 類似業務の経験：社会経済開発及び産業開発に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：パプアニューギニア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年3月20日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- (○) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、  
その他アジア・大洋州地域 における 33% とします。  
なお、定率化方式の積算基礎となる現地業務期間中の直接人件費には通訳団員は含まれません。
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- ( ) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。  
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- ( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(PGK1 = 46.125 円 , US\$1 = 117.93

円 , EUR1 = 133.23

円)。

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
  - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
  - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/都市計画  
社会経済開発計画/産業開発計画

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

14.84 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年4月7日(火)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

#### (1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

#### (2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価  
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

### 第10 その他

#### 1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

#### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

#### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### 6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

##### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

##### (2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」  
(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

### (3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

### (4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

## 7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

### (2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

### (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

### (4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

## 8 本体事業からの排除

以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。
- ( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

## 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上



プロポーザル評価表  
 パプアニューギニア国レイーナザブ都市開発計画プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(34.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/都市計画	(34.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	13.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	3.00
オ) その他学位、資格等	5.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	( 8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 社会経済開発計画/産業開発計画	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2 調査の目的・内容に関する事項

### 1. プロジェクトの背景

レイ市はパプアニューギニアのモロベ州の州都で、首都ポートモレスビーに次ぐ人口規模（約20万人、全国の約3.7%）を持つ都市であり、レイ市の中心部に位置するレイ港は国内最大の貨物取引量（国内全体の46%、2010年）を誇るほか、同市郊外にあるナザブ空港はポートモレスビー空港に次ぐ旅客数（約30万人、2012年）でパプアニューギニア北部地域のハブ空港として機能している。また、国内の全人口の約半分が居住し農産物の一大生産地であり、数多くの天然資源開発事業が進んでいるハイランド地方とレイ市とは、ハイランド国道を通じてつながっており、国内最大の取扱量を誇るレイ港はADB支援により水深13mの岸壁が整備されて、大型船舶が2014年12月末に寄港可能となった。

同国内の経済、物流の拠点として重要な役割を担っているレイ市とその周辺地域及びナザブ空港の周辺地域（以下、「レイーナザブ地域」）の開発計画として、「レイーナザブ都市開発計画」が2005年に作成・承認された。対象年次は2015年である。しかし、都市開発計画が承認されてから今日まで、特に近年、資源開発を中心とした外国資本が積極的に開発を進めている一方、公共投資によるインフラ整備と都市開発計画との連携が取られていないため、開発が計画的に行われず、将来は効率的な公的インフラ整備の妨げになる可能性がある。

このような状況の下、実現性を有した開発計画を策定する必要性が高まり、パプアニューギニア政府は、レイーナザブ地域の都市開発計画のための開発計画策定支援を我が国に2012年8月に要請してきた。

同要請を受け、JICAは2014年9月7日～27日に詳細計画策定調査を実施し、2014年12月15日にパプアニューギニア側関係機関と協議議事録（RD）を締結し、開発計画調査型技術協力「レイーナザブ都市開発計画プロジェクト」を実施することとなった。

### 2. プロジェクトの概要

#### （1）プロジェクトの目的

レイーナザブ地域において、同地域の都市開発計画策定及び優先事業にかかるPre-Feasibility Studyを行うことにより、同地域の長期的・持続的な経済社会発展に寄与する。

#### （2）期待される成果

- 1) レイーナザブ地域の2016年～2025年の都市開発計画
- 2) 優先プロジェクトにかかるPre-Feasibility Study

#### （3）対象地域

レイーナザブ地域(1,038 k m<sup>2</sup>/人口20万人)

#### （4）関係官庁・機関

主な協力相手先関係機関

- ・レイ市地方政府：Lae Urban Local Level Government (LULLG)
- ・モロベ州：Morobe Provincial Administration (MPA)

その他の協力相手先関係機関

- ・国家計画モニタリング省：Department of National Planning and Monitoring

(DNPM)

- ・ 公共事業省 : Department of Works (DoW)
- ・ パプアニューギニア電気公社 : PNG Power Ltd
- ・ パプアニューギニア電気通信公社 : PNG Telikom
- ・ パプアニューギニア水公社 : Water PNG
- ・ 土地所有者協会 : Land Owner Association

(5) 本プロジェクトに関連するわが国の主な援助活動  
現在レイ市周辺で以下のプロジェクトが行われている。

- 1) ナザブ空港改修事業 (円借款) 準備調査
- 2) ラム系統送電網強化事業 (L/A 2013年8月調印)
- 3) レイ地域電力開発マスタープラン策定プロジェクト (2014-2016年)
- 4) レイ港改修事業 (2014年12月フェーズ1終了)

### 3. 業務の目的

本業務は、レイーナザブ地域において現況調査、交通 OD (Origin Destination) 調査、家庭訪問 (Household Interview Survey) 調査を行い、現状課題や社会基盤インフラの需要を整理し、レイーナザブ地域の将来に向けた開発基本方針をまとめ、それらを具現化するマスタープランを策定ものである。

さらに、優先事業に対し、需要予測、基本設計、積算、経済・財務分析、環境社会配慮の分析・実施、事業計画の策定を含めた Pre-Feasibility Study を実施するものとする。

### 4. 業務の範囲

本業務は、2014年9月に JICA とレイ市地方政府、モロベ州、国家計画モニタリング省との間で署名された RD に基づき実施されるものであり、コンサルタントは「3. 業務の目的」を達成するために「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書を作成するものである。

### 5. 実施方針及び留意事項

(1) 産業誘致計画における雇用の確保

レイ市での失業率は推定 50%超との現状認識が主要民間企業から示され、雇用問題が治安問題の要因の一つとなっている状況であるため、都市開発計画においては、産業誘致の視点を取り入れた開発計画を提案すること。

(2) 関係機関への周知促進

計画策定後、計画実施のためのモニタリング体制が確立していないパプアニューギニアでは、計画に沿った開発が展開されるよう、計画策定過程や計画策定後において、有方者や関係機関へ周知すべくワークショップや現地セミナーを開催することとする。

(3) パプアニューギニア側実施体制

パプアニューギニア側の実施体制については、配布の RD を参照すること。また、2. の(4)にある通り、その他の関係機関が多岐にわたり、各機関のレイ所在事務所が存在していても、計画担当職員がおらず、計画情報の収集は、各機関の本部で行う必要があるため、コンサルタントは、この点を踏まえ、パプアニューギニア側とどのように協

力体制をとるか提案すること。

#### (4) Pre-Feasibility Study (Pre-F/S) の対象となる優先事業

Pre-F/S の優先事業の選定においては、カウンターパート機関関係者及び日本側関係者との十分な意見交換を行ったうえで決定する。パプアニューギニアでは、一般的に住民からの土地取得が困難である（詳細計画策定調査報告書を参照）ため、事業選定にあたっては、住民からの土地取得が最小限となるようにすること。Pre-F/S に必要な業務量は、道路か橋梁案件で約 6MM を想定する。Pre-F/S 事業決定後、MM の過不足と団員構成の変更がある場合は、JICA にすみやかに提案すること。

#### (5) パプアニューギニア側への技術移転

カウンターパート機関としては、カウンターパートチームが主要な役割を果たすことが期待される。しかしながら、カウンターパートチームは事務局的な能力や技術的なキャパシティが必ずしも十分ではない。

このため、交通 OD 調査や家庭訪問調査 (HIS) を通じた需要予測と分析、地形図作成データの管理といった基本的な知見・技術の移転が図られるように留意するとともに、将来的にこうした調査データを継続的に整備・管理に資するよう留意すること。

#### (6) ドナーとの関係

港湾 (ADB 支援)、ハイランドハイウェイ (中国輸入銀行支援) 以外には、都市開発に関係するドナーの顕著な動きは見当たらない (道路維持管理や公共建築物整備に係る AUS AID の支援が見られる) が、本格調査後にドナーの支援を見受けた場合は、適宜情報共有を図りつつ進めていくこと。

#### (7) 環境社会配慮

本調査においては、戦略的環境アセスメント (SEA: Strategic Environmental Assessment) の考え方を導入することとし、具体的には、計画策定に当たり、重要な環境社会影響項目とその評価方法を設定し、複数挙げられる代替戦略・政策案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行うこととするが、パプアニューギニアには SEA にかかるガイドラインが存在しないため、実施方法、手続きについては、パプアニューギニア側関係機関と協議・調整・確認すること。SEA は、レーナザブ地域の都市計画が詳細に決まっていない段階で行う手続きであることから、事業段階で行う詳細な評価の手続きとは異なるものとなることに留意する。SEA にかかる具体的な調査 TOR は、別紙 4 を参照すること。プロポーザルにて、本調査への SEA 適用と、環境社会配慮の内容・方法・規模・スケジュールについて、具体的な理由とともに提案すること。

また、本調査は JICA 環境社会配慮ガイドライン (2014) においてカテゴリ B に分類されており、環境社会配慮審査会に環境社会配慮に係る評価方法等を説明する可能性があるため、その場合、資料作成や質疑対応等の支援を行う。

Pre-F/S の対象事業については、プロジェクトの影響範囲に応じて環境カテゴリの見直しを行う。Pre-F/S では、IEE レベルで環境社会配慮を行うこととする。

Pre-F/S 対象事業のための用地取得により住民移転がやむを得ず発生する場合は、先方政府が住民移転計画を作成することが必要となり、コンサルタントは、その作成支援を行うこととする。(別紙 5 を参照)

#### (8) パプアニューギニア国内の移動

首都ポートモレスビーとレイ市の移動には、空路で約 1 時間かかり便数も限られるた

め、効果的な調査工程を検討すること。

## 6. 業務の内容

### (1) 事前準備（国内作業）及びインセプションレポートの説明・協議

#### 1) 関連資料・情報の収集・分析等

詳細計画策定調査で収集した資料を含む既存の関連資料・情報、データを整理、分析、検討するとともに、本格調査実施に関する基本方針、方法、項目と内容、実施体制及び詳細なスケジュールを検討する。また、現地で更に収集する必要がある資料・情報、データをリストアップする。

#### 2) インセプションレポートの作成

上記の結果をとりまとめてインセプションレポートを作成し、内容に関して JICA の承認を得る。

#### 3) インセプションレポートの説明・協議等

インセプションレポートを JCC に説明・協議し、協議議事録（M/M）をもって基本的了解を得る。

### (2) レイナザブ地域の現況把握

#### 1) 以下の事項を含む現況を調査し、問題点・課題を把握する。

##### a) 上位計画、その他関連計画・政策の確認

##### b) 既存関連法制度・基準、都市計画・都市開発関連制度の確認

##### c) 関係機関・組織の役割・業務内容、実施体制の確認

##### d) 社会経済状況の確認（人口、経済指標、生産・消費指標、貿易・投資状況等）、及び既存の開発計画を把握する。

##### e) 自然環境状況の確認

##### f) 社会基盤インフラ・施設等の状況（道路・都市交通・工業生産・上下水道）の確認、運営・維持管理のシステム等

##### g) その他インフラ・社会サービス状況（通信・公衆衛生・学校・病院）の確認

##### h) 地域開発及び都市開発にかかる計画/事業実施状況の確認

##### i) 他ドナー等の関連プロジェクト調査

##### j) 環境社会配慮にかかる情報収集・整理（現地再委託可）

環境社会配慮にかかわる法制度の把握し、パプアニューギニアにおける環境影響評価に係る手法・手続き、住民の移転や土地収用に関わる法制度を把握する。

##### k) センサスの確認

##### l) 土地利用状況の確認

##### m) 制約条件と課題の分析

##### o) 地形図データの更新/GISデータの整理（現地再委託可）

都市計画に必要な地形図の作成については、簡易なもの（縮尺 1/50,000）を想定する。地図作成対象範囲は調査対象地域の全域とする。航空写真の有無の詳細について、配布する詳細計画策定調査報告書を参照の上、必要な簡易地形図を効率的に作成が出来るよう提案する。その際、今後のマスタープランの策定、Pre-Feasibility Study の実施に必要な図面となるよう配慮し、現地実施機関へ技術移転がなされるように留意すること。

#### 2) 家庭訪問調査（HIS）の実施（別紙 1 を参照）

家庭訪問調査では、社会経済状況と都市住環境にかかる実態と住民のニーズを把握し、具体的な課題の分析を行う。この結果を、地方政府が取り組むべき緊急課題の整理に活用する。以下の手順で調査を実施する。

- a) 家庭訪問調査方針・内容・方法の計画
- b) 家庭訪問調査の実施（現地再委託可）
- c) データの分析・まとめ

### 3) 交通 OD 調査の実施（別紙 2 を参照）

交通 OD 調査及びその分析の目的は、現状の交通量や交通の流れを把握し、望ましい交通ネットワークのあり方及び問題を確認し、マスタープランの作成と Pre-Feasibility Study の実施に必要な情報を得るために行う。以下の手順で実施する。

- a) 交通調査方針・内容・方法の計画
- b) 交通 OD 調査の実施（現地再委託可）
- c) データの分析・まとめ

### 4) 開発課題の確認

1)、2)、3) の調査を踏まえ、レイーナザブ地域の都市構造上の課題、社会インフラと経済インフラの課題、防災の課題等を分析して明示すること。

### 5) プロGRESSレポートの作成・説明・協議

1)～4) に関して、プロGRESSレポートとして取りまとめ、JICA に説明を行い、コメントを反映してから先方関係機関に説明・協議し、基本的了解を得る。

## (3) レイナーナザブ地域の将来ビジョンと開発基本方針の検討

### 1) レイナーナザブ地域の役割と機能の検討、将来ビジョン及び都市圏開発の基本方針の策定

上記(2)とレイーナザブ地域の歴史及び文化を踏まえ、同地域が全国的に果たしている役割や機能を把握し、開発に係る基本方針を策定する。また、開発基本方針においては、レイーナザブ地域が目指すべき都市像、都市機能、都市環境のレベル(=将来ビジョン)について関係機関と協議を重ねて設定する。その際は相手先関係機関と十分な協議を行い、必要なステークホルダーミーティングやパブリックコンサルテーションを行うこととする。

### 2) 戦略的環境社会影響評価の実施（別紙 4 を参照）

SEA の考え方に基づいた代替案の比較検討を行う。具体的には、政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会影響評価とその評価方法を明らかに、複数ある代替案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う。

### 3) 社会経済フレームワークの策定

上記(2)の1)で把握された社会経済状況、既存の開発計画も念頭に入れ、各種関係機関による予測値を比較検討しつつ、レイーナザブ地域の成長シナリオに応じて社会経済フレームワーク(人口フレーム、経済フレーム、環境フレーム等)を検討する。将来の人口や労働推計や経済発展、環境への影響等について、パプアニューギニア側と協議を行い、それぞれのフレームワークについて設定する。

土地利用フレーム、財政フレームや、その他必要なフレームワークについても、必要に応じて検討、提案を行うこと。また、各フレームワークについても要に応じて、現況と比較できるような予測図を添付することとする。

#### (4) レイナザブ地域マスタープランの策定

##### 1) 社会基盤インフラ整備の基本構想

レイナザブ地域の状況及びインフラのニーズを鑑み、インフラ整備の需要を推定し基本的な構想を練る。対象となるインフラは、次の通りである。

- a) 道路・都市交通
- b) 上水道
- c) 下水道/都市排水
- d) 廃棄物管理

※その他に考慮すべきセクターがある場合には、理由とともにプロポーザルにて提案すること。

##### 2) 土地利用計画の策定

レイナザブ地域の将来のビジョン及び都市圏開発の基本方針を達成する上で必要となる開発または保全の方針について以下の通り検討し、土地利用計画策定する。

- a) 土地利用計画の法的位置付けを明確にし、土地利用計画の目的・内容等を設定する。
- b) 土地利用現況及び建物用途の把握を行い、最新の土地利用現況図(1/50,000、デジタル地図)を策定する。レイナザブ地域の大規模未利用地、農地については概要把握を行う。土地利用・建物については、大まかな現を調査する。調査については衛星写真をベースとし、必要に応じて補足調査を行うこと。
- c) 土地利用計画の管理状況の把握を行う。具体的には、関連部署の人員配置、日常の開発申請・許認可業務等土地利用コントロールの仕組みと運用状況、計画策定業務の実施体制、予算措置等を把握し、対処すべき課題を整理する。
- d) 設定された社会・経済フレームワークに対応する用途別土地利用需要を予測する。社会経済フレームワークから土地面積への変換(例:人口規模から住宅用土地面積への変換)については、現状分析の結果と現在レイナザブ地域で使用されている計画基準の有無を踏まえて用途別タイプ別に標準値を設定する。
- e) 設定された開発基本方針及び用途別土地利用需要予測を踏まえ、土地利用計画を策定する。短期(2018年)及び中期(2025年)の土地利用計画図及び用途別の土地利用面積表を策定する。取りまとめは1/50,000で作成することを想定する。

##### 3) 社会サービス施設等の計画の策定

社会サービスについては、上記の2)で策定した土地利用計画を踏まえて対応すべき課題や重点整備項目を明らかにする。その際は関係機関との連絡を密にこととする。以下は、想定される社会サービス配置に係る項目である。



- a) 公共教育  
公共教育の対象である公立学校（初等教育）について、分布、教室数、児童数などを把握する。将来の人口構成（年齢別）を踏まえ、今後必要となる公立学校・教室について基本方針及び整備ニーズ（概略）を検討する。
- b) 医療  
地方自治体が責任をもつ公共医療（公立病院）について、分布、ベッド数、患者数などを把握する。将来の人口構成（年齢別）を踏まえ、今後必要となる公立病院・クリニックの拡充整備について基本方針及び整備ニーズ（概略）を検討する。
- c) コミュニティ施設  
まちづくりの拠点となるコミュニティ施設（集会所、公民館、図書館）などについて現状を把握し、将来の人口構成（年齢別）を踏まえ、今後必要な緑地について基本方針及び整備ニーズ（概略）を検討する。
- d) 緑地・景観  
緑地利用、緑地公園整備について、緑地確保の課題を把握し、今後必要となるコミュニティ施設について基本方針及び整備ニーズ（概略）を検討する。  
※これ以外のテーマについても追加が想定されるものがあれば、理由・考え方とともにプロポーザルにて提案すること。

#### 4) インフラ計画の策定

- a) 道路計画  
対象区域にある交通ネットワークの課題と開発基本計画、土地利用計画を踏まえ、将来の都市構造の骨格となる交通ネットワークの計画を行う。
- b) 上水道、下水道、廃棄物管理計画  
将来の人口需要予測及び土地利用計画に合った実現可能な上水道、下水道、廃棄物管理の計画を行う。

#### 5) 産業誘致計画

道路、上下水道、電力などの社会基盤整備の不足のみならず、雇用の受け皿となる産業誘致（特に製造業）の必要性が主要課題となっている。またこの点は都市部における治安問題とも密接に関連している。このため、社会基盤整備に対する投資計画に留まらず、経済機能強化に向けた政策的インパクトを持たせる産業誘致計画を作成することとする。想定される実現可能な産業誘致計画をプロポーザルにて提案すること。また、プロジェクト実施期間中に相手先関係機関と協議して計画に関する基本了解を得る。

#### 6) マスタープラン実施計画（スケジュール/費用の概算等）

レイナザブ地域のマスタープランに係る概略積算を実施し、具体的かつ段階的に示した実施スケジュール、整備方式を含む短期（2020年）及び中期（2025年）の実施計画案を作成する。計画策定に際しては、各段階で必要となる投資費用及び維持管理費用を計算する。

さらに、開発計画の導入効果についても整理・分析を行い、社会経済的視点からマスタープランの妥当性を評価することとする。

#### (5) 効果的な計画の実施に向けたアクションプランの推奨

都市マスタープラン策定で示される各種計画の中で、早急に改善することが必要とな

る都市計画課題に対して、アクションプランを策定する。アクションプランは、現在の都市計画課題に対する解決策を示し、長期開発計画の足掛かりとなるものでなければならない。また、迅速な意思決定を鑑み、大規模な投資を必要としないことが条件となる。

#### (6) 組織体制におけるキャパシティ開発のための改善案検討

##### 1) 都市計画にかかる能力開発計画の策定

以下の手順に基づき、実施体制に係る能力開発計画を作成する。

- ① レイナザブ地域の都市開発の計画・実施体制に係るあるべき姿の設定(制度・組織)
- ② 計画策定・実施をするうえでの課題・問題点の整理
- ③ キャパシティ・ギャップ・アセスメントの実施
- ④ 能力開発計画のフレームワークの設定(カウンターパート機関の役割とあり方及びその他関係機関との関係整理)
- ⑤ マスタープランの実現と更新を念頭に置いた能力開発計画の作成

##### 2) 事業実施方策の提案

マスタープランを実施するために必要な方策(レイナザブ地域の都市計画施策実施のための組織体制の整備、行政機関間の連携・役割分担、意思決定メカニズムなど)について提案する。

#### (7) ワークショップ、広報等

レイナザブ地域関連機関のみならず都市計画セクターに関わるパプアニューギニア側のステークホルダーやドナー関係者に対して意見の聴取及び調査成果の周知・活用が図られるよう、2回程度のワークショップ(インテリムレポート作成前の段階)を開催する。また、ホームページの開設や SNS 等による広報活動についても検討する。

#### (8) インテリムレポートの作成

開発基本方針の内容、社会経済フレームワーク、社会サービス配置計画、社会基盤インフラ計画を含む成果のとりまとめを行う。

#### (9) 現地セミナー実施(首都ポートモレスビー、レイで開催)

現地にて、マスタープランへの理解を深め、実施機関や関係する政府機関との連携の強化や意見交換等を行い、実施につなげるため、セミナーを開催する。

場所は、政府機関が首都ポートモレスビーにあることから、ポートモレスビー、レイでのそれぞれ1回の開催が望ましい。

#### (10) 優先的事业における Pre-Feasibility Study の実施

##### 1) 優先プロジェクトの選定

マスタープランで優先度が高い事業の内、Pre-F/S の対象となる事業を本邦企業の技術的な優位性を活用する観点も配慮し、調査団がパプアニューギニア側、JICA と議論し選定を行う。

Pre-F/S の対象事業については、以下を行う。

##### 2) 需要予測

需要予測は、現況調査、交通 OD 調査、家庭訪問調査等で分析した事項を踏

まえ、マスタープランとの整合性を図りながらレイーナザブ地域の将来ビジョンと開発基本方針に沿った需要予測を行う。また、需要予測の検討時には相手先関係機関と確認しながら行うこと。

### 3) 基本設計

基本設計は、構造、材料ともにレイーナザブ地域で実現可能な仕様とする。設計前・中の段階で相手先関係機関とよく協議し、意見の相違などで設計段階における後戻りがないよう留意すること。

### 4) 経済・財務分析/コスト積算

『協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）（2009年3月）』に基づき、Pre-F/S 対象事業に関する整備概算及び維持管理にかかる概算を行う。用地取得や住民移転が必要な場合には、それらの費用も算出すること。

### 5) 環境社会配慮調査（別紙5参照）

- a) Pre-F/S 対象事業に対して、環境社会配慮に係る調査を IEE レベルで実施する。
- b) 用地取得または住民移転が生じる場合にはただちに JICA にその旨を報告し、簡易住民移転計画（案）作成のための契約変更を行い、当該計画（案）を作成すること。

### 6) 事業実施計画の策定

Pre-F/S 対象事業に係る基本設計を踏まえ、実施時期、整備方式、施工計画などを含む実施計画案を作成する。また、導入効果についても整理・分析を行う。

#### (11) ドラフトファイナルレポートの作成

インテリムレポートの成果と Pre-Feasibility Study を含めたすべての調査・成果をドラフト・ファイナルレポートとしてとりまとめ、JICA との協議を行い、先方関係機関に説明・協議し、コメントを得る。

#### (12) ファイナルレポートの作成

ドラフト・ファイナルレポートに対する機構及び先方関係機関のコメントを受けて、ファイナルレポートを作成し、JICA に提出する。

#### (13) 広報資料の作成

本調査の概要を取りまとめた広報資料（A4版8枚程度）を作成し、JICA に提出すること。（仕様については、7. 成果品等の5）広報用資料を参照）

### <技術移転等>

#### (14) データベースの整備

本業務に係るデータ（GIS データ、交通 OD 調査データ、家庭訪問調査で得られたデータも含む）について、業務終了後においてパプアニューギニア側関係機関が独自で適切に管理し、また活用できるよう、データベースを整備する。成果品は、必要であれば、本業務に係るデータのみならず、詳細計画策定調査で得られたデータを加味し、作業及び成果品を提出することとし、パプアニューギニア側

関係機関が、適切に管理できるよう、GISの使用方法について、簡易マニュアルを作成することとする。

#### (15) 技術移転

本業務で実施した交通OD調査、家庭訪問調査（再委託可）の方法について、日々の業務、ワークショップ等を通じて技術移転を行う。データベースについては、取扱い及び活用に関する技術移転を行うとともに、将来的にこうした調査データを継続的に整備・管理する組織づくりについて提言する。

#### (16) カウンターパート研修（別紙3参照）

本業務にかかる研修として、5～6名8日間程度の本邦研修を1回計画している。調査実施中に内容、時期、人数等について、JICAとC/P機関と協議の上、「コンサルタント等契約における研修員受入事業実施ガイドライン（2012年4月）」に基づいて実施する。

### 7. 成果品等

#### (1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に機構に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

##### 1) インセプションレポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期：調査開始後2週間以内

部数：英文40部（うち、パプアニューギニア側へ30部）、  
和文10部（簡易製本）

電子データ：上記報告書のPDF

##### 2) プロGRESSレポート

記載事項：レイナザブ地域の都市計画セクターにおける現状レビュー結果、  
家庭訪問調査、交通OD調査の結果等

提出時期：調査開始後8ヶ月後を目処

（調査後直ちにに取りまとめて提出）

部数：英文40部（うち、パプアニューギニア側へ30部）、  
和文10部（簡易製本）

電子データ：上記報告書のPDF

##### 3) インテリムレポート

記載事項：社会基盤インフラ需要予測結果、社会経済フレームワーク、開発基本方針の内容、マスタープランを含む成果のとりまとめ

提出時期：調査開始12ヶ月後を目処

部数：英文40部（うち、パプアニューギニア側へ30部）、  
和文10部（簡易製本）

電子データ：上記報告書のPDF

##### 4) ドラフト・ファイナルレポート

記載事項：Pre-Feasibility Studyの成果（案）と3）を取りまとめたもの

提出時期：調査開始後16ヶ月を目処

部数：英文40部（うち、パプアニューギニア側へ30部）、  
和文10部（簡易製本）

電子データ：上記報告書のPDF

#### 5) ファイナルレポート

記載事項：4）提出後、コメントを受けて、ドラフトファイナルレポートを修正したもの

提出時期：調査開始後16ヶ月を目処

部数：英文40部（うち、パプアニューギニア側へ30部）、  
和文10部（簡易製本）

電子データ：上記報告書のPDF

### (2) その他の報告書類

#### 1) 議事録等

カウンターパート機関との調整会議、各報告書説明・協議にかかる議事録（M/M）を策定し、JICAに速やかに提出する。また、JICA及びコンサルタントが主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等、をとりまとめ、10日程度のうちにJICAに提出すること。JICAパプアニューギニア事務所におけるミーティングについても、同様とする。

#### 2) 業務実施報告書

業務実施報告書は、ファイナルレポート（調査結果を中心として記述）には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書である。

記載事項：

- ① 終了報告書の概要
- ② 活動内容（調査）  
調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述
- ③ 活動内容（技術移転）  
現地におけるセミナー・研修、本邦研修等、業務実施中に実施した技術移転の活動について記述
- ④ 業務実施運営上の課題・工夫・教訓（技術移転の工夫、調査体制）
- ⑤ 今後の案件実施スケジュール（資金調達の見込み等）
- ⑥ 提案した計画の具体化に向けての提案

添付資料

- ① 業務フローチャート
- ② 業務人月表
- ③ 研修員受入れ実績
- ④ 調査用資機材実績（引渡リスト含む）
- ⑤ 同調整委員会議事録等
- ⑥ その他調査活動実績

提出時期：業務終了時

部 数：和文3部（簡易製本）  
電子データ：上記報告書のPDF

5) 広報用資料

本調査の概要を取りまとめた広報資料（A4版8枚程度）を作成し、JICAに提出する。写真、図説等を使用し、簡潔かつ明瞭なデザインを検討する。

記載事項（例）：

- ・調査活動概要、実施手順
- ・対象範囲
- ・対象地域概況（面積、人口、産業、社会状況等の基本情報）
- ・調査成果・結果（都市計画等）
- ・組織体制に関する提言
- ・結論・提言

提出時期：ファイナルレポート提出時

部 数：和文100部、英文200部、電子データ（PDF形式）

6) 収集資料

業務終了時には、全ての収集資料及びデータを項目毎に整理し、収集資料リストを付したうえでJICAに提出する。

7) 調査用資機材等取得明細表

JICA様式の調査資機材等取得明細表を、資機材取得金額確定時（取得のあった年度の業務完了時）にJICAに提出する。

8) 写真管理

本調査を通じて記録した写真をデジタル画像集として提出する。内容は、調査の全体像が把握できるよう、①対象サイトの現状が明確に把握できるもの（調査対象サイト、既存施設及び周辺の状況、地形等）、②類似事業の状況（先方政府、他ドナー等の実施した事業、過去に我が国が実施した事業等）、③現地の生活状況及び問題の現状等を収め、簡単なキャプションをつける。なお、提出にあたっては「デジタル画像記録表（Word形式）」を作成し、画像集に添付する。

写真の著作権についてはJICAに帰属するものとし、広報用素材としてJICAの各種媒体への活用を想定している。

提出時期：ファイナルレポート提出時

部 数：CD-R 1枚（jpeg形式）

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 調査工程

- ・ 2015年4月業務開始
- ・ 2015年12月中旬を目途にプログレスレポートを提出する。
- ・ 2016年4月を目途にインテリムレポートを提出する。
- ・ 2016年7月を目途にドラフト・ファイナルレポートを提出する。
- ・ 2016年8月を目途にファイナルレポートを作成・提出する。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### (1) 業務量の目安

合計 約52M/M

##### (2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。

なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

- 1) 総括/都市計画( 評価対象者)(2号)
- 2) 社会経済開発計画/産業開発計画( 評価対象者)(3号)
- 3) 土地利用計画 (3号)
- 4) GIS/データベース (3号)
- 5) 道路交通計画 (3号)
- 6) 上水道計画 (4号)
- 7) 下水道/雨水排水計画 (4号)
- 8) 廃棄物管理計画 (4号)
- 9) 組織改善 (3号)
- 10) 環境社会配慮 (4号)
- 11) 積算/財務分析 (4号)
- 12) 広報活動 (5号)

#### 3. 相手国の便宜供与

配布資料のRDを参照のこと。

#### 4. 配布資料

- ・ 詳細計画策定調査報告書（案）
- ・ 詳細計画策定調査時収集資料
- ・ 既存の開発計画（Lae-Nadzab Urban Development Plan 2005-2015）
- ・ RDの写し

#### 5. 機材の調達

- ・ GIS/データ用PC 1台（GISソフトウェアに対して動作環境が適しているもの）
  - ・ GISソフトウェアのライセンス（基本的な機能のみを備えた仕様とする）
- その他業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。

#### 6. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊

富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。

- ・交通OD調査
- ・家庭訪問調査 (HIS)
- ・地形図・現況図作成 (測量補助)
- ・環境社会配慮にかかる調査

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

## 7. その他の留意事項

### (1) カウンターパートの出張旅費

C/Pの出張旅費については、円滑な業務実施及びプロジェクト終了後のC/P機関の自立発展の促進の観点から、実施機関がその財政上の理由等により負担し得ない場合、次の条件により当該経費をC/Pに支給することが出来る。なお、精算には証拠書類を必要とする。

- 1) プロジェクト業務に関する用務、目的地であること
- 2) 交通費、日当・宿泊費であること（但し、交通費と宿泊費は実費支給）
- 3) JICAが事前に承認していること
- 4) C/P機関からの申請書を取り付けていること

### (2) 宿泊

宿泊施設はJICAの安全基準を満たす必要があるため、確保に際しては原則JICAが指定する宿泊施設を利用することとするが、これら宿泊施設のキャパシティが足りない場合は、事前にJICAパプアニューギニア事務所と協議すること。パプアニューギニア内で、以下の都市・地域に宿泊する場合にはJICAの安全基準を満たす宿泊施設に限られ、かつそれらの宿泊料が高いことから、以下に掲げる調整単価を設定している。宿泊料の積算にあたっては同単価を用いること。

#	都市・地域名等	調整単価(円)
1	ポートモレスビー	27,300
2	レイ	22,300
3	マダン	17,300
4	バニモ	17,300
5	マヌス	17,300
6	カビエン	17,300
7	キンベ	17,300
8	ブカノアラワ	17,300
9	マウント・ハーゲン	17,300
10	西部州	17,300
11	ポボンデータ	17,300

### (3) 航空券の選定について



航空券は、「業務実施契約等における正規割引航空運賃等の利用について」（平成22年9月28日）に基づいて選定する。ただし、同航空券の発券地については、在外に居住するコンサルタント団員に限り、本邦以外での発券を認める。

なお、パプアニューギニアへの渡航に関しては、特段の理由がない限りニューギニア航空の成田（日本）ーポートモレスビー（パプアニューギニア）間の直行便を利用すること。

（4）直接人経費単価

2015年度の直接人経費単価を上限とします。

<http://www.jica.go.jp/announce/information/20150218.html>

（5）複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

（6）安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAパプアニューギニア事務所等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とする。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

以上

## 家庭訪問調査の目的と内容

## (1) 目的

レイナザブ地域に関する統計データが十分に整備されていないことを踏まえ、社会経済状況と都市住環境について質的な実態を把握することにより、都市住環境にかかる具体的な課題把握と、住民ニーズの確認を行う。

## (2) 対象

レイナザブ地域に居住する2,000~2,400世帯（人口20万人のうちの5%程度）

## (3) 方法

調査票に基づくインタビュー方式による回収。また、方法については調査をどのように行うか提案すること。

## (4) 調査内容

世帯調査に含まれる内容は以下を予定。

- ・社会状況調査：世帯構成、職業、収入、住宅、居住年数等
  - ・都市住民の住環境に対する意識や社会基盤インフラ整備の住民ニーズ
  - ・レイナザブ地域の将来像、環境保全、歴史的遺産の保全・活用等現時点で想定される質問項目は以下を予定。
  - ・サンプル世帯と構成員の社会経済属性
  - ・サンプル世帯構成員の交通行動概要（パーソントリップ調査の詳細さは必要としない。）
  - ・現在の都市区域へのアクセス状況、満足度、重要度、ニーズ
  - ・現在の住環境（住宅、緑地、景観）に対しての満足度、ニーズ
  - ・現在の全般的な都市政策（例えば経済開発、雇用、貧困対策、医療、教育、交通、土地、住宅、情報通信、電力、上水、下水、排水、廃棄物、大気汚染、防災、治安／安全、伝統的価値保全、観光、税金、等）に対する評価。
  - ・アンケート結果については、データベースにとりまとめ、分析を行う。
- (5) 調査の活用
- ・住民ニーズの把握による行政側が取り組むべき緊急課題の整理への活用
  - ・都市開発や都市管理のパフォーマンスを評価する一連の指標設定への活用
  - ・計画実施状況や、インフラやサービスレベルを評価するためのベースラインとしての活用（アクセス状況、普及率など）

## 交通 OD 調査の方法と目的（案）

## 1. 交通OD調査の目的と方針

交通OD調査及びその分析の目的は、現状の交通量や交通の流れを把握し、望ましい交通ネットワークのあり方及び問題、将来の交通需要の予測やマスタープランの作成、Pre-Feasibility Study調査等の調査、に必要な情報を得ることである。本調査においては、既存の調査結果では不足する最低限の内容(項目、規模等)とする。

## 2. 交通OD調査の実施に際しての留意事項

## (1) 統計的信頼性の確保

調査結果については、定常的な交通について十分な統計精度を得られるような方法とする。このため交通行動が変化する時期を避けることとする。

## (2) データベース整備

調査結果については、各種交通計画策定作成を容易とすべくデータベース化を行い、カウンターパート機関が維持管理、更新、交通計画の作成に利用できるものとする。

## (3) 技術移転への配慮

調査手法、調査計画策定から、調査結果の分析、検討、調査結果のマスタープランへの活用に至るまで、交通実態調査を通じた技術移転に留意して活動を行う。

## 3. 交通OD調査の仕様

交通OD調査の仕様は以下を基本とする。具体的な調査箇所及び方法並びに必要なデータを得るために既存データの活用、分析方法の改善等により、更に適切な調査種目、規模縮小等の代替案があればプロポーザルにて提案すること。

項目	目的	内容	規模
一都市間バス旅客 OD 調査 一自動車 OD 調査 一貨物 OD 調査	調査地点において調査対象地域に流入及び流出する OD 調査を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時刻別、車種別、方向別交通量</li> <li>・出発地/目的地/運行目的/積載品目/運行時刻等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査地点：主要道路 10 地点程度(自動車 OD)、車上インタビュー(バス旅客 OD)</li> <li>・調査時間：16 時間 (06:00~22:00)</li> <li>・車種：4~6 車種程度</li> <li>・サンプル率：20~25%程度</li> </ul>

カウンターパート研修概要（案）

1. 研修名称：

（和文）都市計画

（英文）Urban Planning

2. 研修の背景及び目的：

本研修は、レイ市地方政府、モロベ州などの都市行政の指導的立場にある者を対象として研修を実施し、日本の都市行政管理に関する知識を習得し、あわせて実施管理体制について実施事例を視察することで、レイーナザブ地域における効果的な都市交通政策の策定に寄与することを目的としている。

3. 到達目標：

以下の目標達成に寄与する。

- (a) 2016-2025年を目標とする都市計画マスタープランを実現するための実施体制構築のための法整備、資金調達、人的整備など事業運営における様々な視点の理解
- (b) 持続性・透明性を持った都市計画策定を実現するための都市行政の在り方への理解。

4. 指標：

- (1) 参加者が、我が国の都市計画行政や運営維持管理における経験を学び、自国の問題点を明確にできたか否か。
- (2) 参加者が、自国の問題点を解決するためにヒントや対応策などを学習できたか否か。
- (3) 参加者が帰国後、取り組むべき対策について明確な方向性、課題を整理し、具体的な改善案を策定することができたか否か。

5. 研修期間： 平成 27 年 11 月 (国内滞在 8 日間程度)

6. 参加人数： 定員 6 名

7. 参加資格：

以下のすべての項目に該当する者。

- (1) レイナーナザブ地域の都市計画行政を担当する幹部及び幹部候補の職員
- (2) 研修の実施に耐えうる十分な健康を有する者

8. 主催： 独立行政法人 国際協力機構 (JICA)

9. 実施機関： 未定

10. 協力機関： 未定

**1 1. 研修会場及び宿泊先：**

主たる研修会場は、実施機関が指定する施設を使用し、必要に応じて視察先施設を利用する。主たる宿泊先は、JICA センターを予定とする。

**1 2. 研修内容と日程：**

研修は、講義、視察、研修員間の討議等で構成される。

主な研修内容とスケジュールの概要は、以下の通りを想定するが、これと異なるアイデアがある場合は、プロポーザルで提案すること。また、実施時に JICA と相談し、適宜変更可とする。

日数		研修科目	研修内容
1	AM		
	PM	来日（土曜日）	
2	AM	日曜日	
	PM	〃	
3	AM	オリエンテーション	日本滞在/プログラムについて
	PM	日本の都市計画行政 1	都市計画行政の体系
4	AM	日本の都市計画政策 2	都市計画政策の体系
	PM	日本の都市インフラ行政 3	インフラ情報データベースの管理
5	全日	移動	
6	AM	主要都市の都市計画行政	都市計画の策定（講義・現地視察）
	PM	主要都市の都市計画行政	〃
7	全日	移動/研修レポート策定	
8	AM	研修評価会	
	PM	帰国（土曜日）	

## SEAにかかる調査 TOR

## マスタープラン段階における SEA

## (1) 調査の流れ

マスタープラン段階では、戦略的環境アセスメントの考え方(プロジェクトよりも上位の政策(Policy)、計画(Plan)、プログラム(Program) (PPP)レベルの環境アセスメント)に基づいた代替案の比較検討を行う。具体的には、スコーピング(政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会影響項目とその評価方法を明らかにすること)を実施した上で、複数ある代替案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う。

## (2) 調査項目

- ①政策、計画等の目的・目標の検討
- ②諸制約のなかで目的を達成するための代替案の検討
- ③政策や計画の内容の検討(開発予測、ルートや将来の開発区域の地図等)
- ④スコーピング(計画の意思決定にあたり重要な環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施
- ⑤ベースラインとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、社会状況等)の確認
- ⑥相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
  - i) 環境社会配慮(環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開)に関連する法令や基準等
  - ii) 「JICA 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)との乖離
  - iii) 関係機関の概要
- ⑦影響の予測
- ⑧影響の評価及び代替案(ゼロオプションを含む)の比較検討
- ⑨緩和策(回避・最小化・代償)の検討
- ⑩モニタリング方法の検討
- ⑪ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議内容等)

## Pre-F/S 段階における初期環境調査(IEE)レベルの環境社会配慮調査

## (1) 調査の流れ

マスタープラン策定後の Pre-F/S 段階では、複数のプロジェクトの代替案の比較検討を通じて選定された優先プロジェクトに対し、スコーピング(環境社会影響項目の絞り込み)を行う。具体的には、優先プロジェクトの環境アセスメントに必要な環境社会影響項目を選定し、調査・予測方法を決定する。

「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(以下、JICA 環境ガイドライン(2010年4月))に基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境ガイドライン(2010年4月)の環境チェックリスト案を作成する。

## (2) 調査項目

- ① ベースとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、先住民の生活区域、及び経済社会状況等)の確認
- ② 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
  - i) 環境社会配慮(環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開)に関連する法令や基準等
  - ii) 「JICA 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)との乖離
  - iii) 関係機関の概要
- ③ スコーピング(事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施
- ④ 影響の予測
- ⑤ 影響の評価及び代替案(ゼロオプションを含む)の比較検討
- ⑥ 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
- ⑦ 環境管理計画案・モニタリング計画案(実施体制、方法、費用など)の検討
- ⑧ ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議内容等)

## (3) 大規模ではないが住民移転が生じる場合もしくは用地取得が生じる場合

「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)に基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。

簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下①～④のとおり。また、報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。簡易住民移転計画案の策定するために実施した、社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。

本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認する。

- ① 用地取得・住民移転の必要性
- ② 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
- ③ 事業対象地の占有者の最低 20% を対象とした家計・生活調査結果
- ④ 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件

- ⑤ 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- ⑥ 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- ⑦ 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- ⑧ 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO等)の特定及びその責務
- ⑨ 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- ⑩ 費用と財源
- ⑪ 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- ⑫ 事業の初期設計及び生計再建対策の代替案に係る住民協議結果